

総合検診結果と特定保健指導

健康福祉課健康係 ☎028 (677) 6042

前期(6月)の検診結果の送付

総合検診結果(特定健康診査(40~74歳含む))は、受診後1カ月ほどで通知します(国民健康保険以外の人の特定健康診査の結果は、所属の健康保険組合から届きます)。

検診結果で要精検は医療機関へ

精密検査が必要になった人は、医療機関の受診をお勧めします。そのほか、検診結果について心配なことがある場合は、火・木曜日に保健センターで行っている健康相談(要事前予約)をご利用ください。

特定保健指導

検診結果で「積極的支援・動機づけ支援」に該当した人は、特定保健指導の対象です。保健指導期日のご案内のみを郵送し、結果は面接でお返しします(芳賀町国保加入者のみ)。

中期(9月)、後期(11月)検診の追加申込受付

9月7日から13日までの中期検診が始まります。中期の検診受診予定者には受診票などの必要書類を8月中に郵送します。

また、検診の追加申込も受け付けますので、健康福祉課窓口か電話でお申し込みください。

検診会場での忘れ物(靴・傘・帽子)を健康福祉課で預かっています。心当たりのある人は健康福祉課までご連絡ください。

がんセンター検診料金が決定しました

健康福祉課健康係 ☎028 (677) 6042

今年度のがんセンター検診料金が下表のとおり決定しましたのでお知らせします。

また、新規申込を町健康福祉課で受け付けています。

日程：8/5、9/30、10/21、11/18、1/20 (7月までの申込受付は終了しました)

がんセンター検診料金表

受診項目							検診料金(円)		
肺がん検診	胃がん検診	腹部超音波	便潜血	PSA (前立腺がん検診)	子宮	マンモ・視触	検診料総額 (税込)	町負担額	自己負担額
○	○	○	○	○			33,350	16,000	17,350
○	○	○	○	○			32,110	16,000	16,110
○	○	○	○				30,240	15,000	15,240
○	○	○	○				29,000	14,000	15,000
○		○	○				21,390	10,000	11,390
○		○	○	○			18,950	9,000	9,950
○	○	○	○		○	○	39,870	19,000	20,870
○	○	○	○		○		34,540	17,000	17,540
○	○	○	○			○	36,300	18,000	18,300
○	○	○			○		33,300	16,000	17,300
					○	○	10,200	5,000	5,200
						○	4,300	2,000	2,300

受動喫煙防止対策

パブリック・コメント あなたの声をお聴かせください

芳賀町公共施設における受動喫煙防止条例(案)に対するご意見を募集します

町では、平成23年4月から公共施設(町が管理する施設など)の建物内での喫煙を禁止する条例を制定する予定です。

より良い条例とするために、町民の皆さんのご意見を募集します。

主な内容

①目的：受動喫煙による健康被害を防止する。

②対象施設：町が管理または運営を委託している施設内の建物(例えば、役場・町民会館・農業者トレーニングセンター・小中学校・芳賀温泉口マンの湯・道の駅はが・モテナス芳賀など)

③禁止する日：平成23年4月1日から

受動喫煙とは

たばこを吸わない人が、いろいろな場所で、自分の意思とは関係なくたばこの煙を吸わされていること。たばこを吸わない人にとって不快と感ぜられるだけでなく、さまざまな健康障害を引き起こすことが問題とされています。

■資料の配布場所
総務課窓口のほか町ホームページにも掲載します。

応募方法

配布場所に備えてある用紙に記入し、郵送、FAXまたは電子メールなどで応募してください。
※電話などによる口頭での意見提出はご遠慮ください。

応募・問い合わせ先

〒321-1339
芳賀町大字祖母井1020
総務課人材育成係

☎028(677)1111
FAX028(677)2716
✉jinzai@town.haga.tochigi.jp

募集期間

7月9日～8月9日

町立小中学校敷地内は原則禁煙です

条例制定に先駆け、受動喫煙防止対策として町立小中学校の敷地内は原則禁煙になりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

①学校の校舎、特別教室、体育館などの建物内は、禁煙とします。

②学校敷地は、グラウンド、庭、花壇、自転車置き場などで児童・生徒が利用する場所は、禁煙とします。※運動会など校庭を利用する行事の際は、グラウンド、庭などは禁煙とし、学校敷地の外もしくは子どもたちに影響を及ぼさない場所を喫煙場所として指定します。

③学校敷地内および敷地外であっても、授業時間内はもちろん、学校行事、放課後、部活動においても児童・生徒の居る場所および児童・生徒の目につく場所での教職員の喫煙を一切禁止します。

④保護者や部活動の指導者も、学校行事、PTA活動、部活動中の禁煙に協力をお願いします。



町子ども育成課学校管理係 ☎028(677)1414